

「おきなわ地域教育の日」の推進についての考え方

本県の青少年教育をめぐる現状

- 青少年が加害者・被害者となる事件・事故が後を絶たない状況
- 青少年への教育は学校が中心となっており、地域社会と学校との連携が不十分な状況
- 家庭・地域におけるコミュニケーション不足や青少年と地域とのつながりが希薄になっている状況
- 地域教育力の低下傾向、とりわけ社会教育関係団体等の組織率の低下や活動の低迷
- 生きる力を育む上で、青少年の体験活動の重要性が高まっている状況

青少年の健全育成は、官民学及び地域・家庭が連携して担うことが必要

「おきなわ地域教育の日」(毎月第3土曜日)の活用

沖縄県社会教育関係団体等連絡会により、地域が主体となり「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成を図るため平成22年4月より「おきなわ地域教育の日」を設定した。市町村や各地域の関係機関や社会教育関係団体等がこの日を活用して子ども達との信頼関係を築きながら地域の居場所づくりや地域の教育力向上を目指し、青少年の健全育成に寄与する。

【活動例】

- 1) これまでの活動を子どもたちとともに活性化させましょう
- 2) 大人と子どものふれあいの場をつくりましょう (CGG運動など)
- 3) 声かけ運動とともに安全・安心な地域づくりを目指しましょう
- 4) 子どもたちが主役となるような心の居場所をつくりましょう
- 5) 子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせましょう

推進主体: 沖縄県社会教育関係団体等連絡会:

(一社) 沖縄県PTA連合会、(一社) 沖縄県子ども会育成連絡協議会、沖縄県高等学校PTA連合会、
(一社) 沖縄県婦人連合会、沖縄県青年団協議会、沖縄県公民館連絡協議会、(一財) 日本ボーイスカウト沖縄県連盟、
(一社) ガールスカウト沖縄県連盟、沖縄県ユネスコ協会、沖縄県社会教育委員連絡協議会、
沖縄県社会教育指導員連絡協議会、(公社) 沖縄県青少年育成県民会議、(公財) 沖縄県老人クラブ連合会、
沖縄県特別支援学校PTA協議会

「青少年健全育成の日」の考え方

毎月第3金曜日は「少年を守る日」、毎月第3日曜日は「家庭の日」として設定されている(県民会議の推奨)。これらと、「おきなわ地域教育の日」を含めた、毎月第3金・土・日曜日の3日間を、青少年の健全育成を考える日として、地域による子ども達を守るための活動や子ども達を育てる体験活動、家庭団らんの機会等を増やすことにより、家庭や地域で子ども達とのきずなを深め、青少年の健全育成に資するよう幅広く取り組むことを目指す。

青少年健全育成の日		
毎月第3		
金曜日	土曜日	日曜日
少年を守る日	おきなわ 地域教育の日	家庭の日
推進主体 (社) 沖縄県青少年育成県民会議	推進主体 沖縄県社会教育関係団体等連絡会	推進主体 (社) 沖縄県青少年育成県民会議

【関連法規等】

○教育基本法

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(教育行政)

第16条第3項 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

○文部科学省(通知)

「子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進について」(平成22年1月29日付け、21文科初465号通知)